



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会社名 株式会社 シノケン
代表者名 代表取締役社長 篠原 英明
(J A S D A Q ・ コード番号 8 9 0 9)
問合せ先 取締役管理部長 霍川 順一
TEL 0 9 2 - 4 7 7 - 0 0 4 0

従業員等に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社の従業員ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する決定を当社取締役会に委任する議案を、下記のとおり平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 16 回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることを目的とし、当社の従業員ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員に対して無償で新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権の割当の対象者
当社の従業員ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員
3. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限等
 - (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数
当社普通株式 200 株を上限とする。
なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点では権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い、本件新株予約権が承認される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限
200 個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的である株式数は、1株とする。(ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、各新株予約権の目的となる株式の数についても同様の調整を行う。)

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭を払込むことの要否
金銭の払込みを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、当該金額が発行日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近の終値)を下回る場合には、新株予約権発効日の終値とする。

なお、発行日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の時価」を「自己株処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに発行日後、当社が合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合など、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲以内で行使価額を調整することができるものとする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成20年7月1日から平成23年6月30日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の従業員または当社子会社の取締役、監査役、および従業員の地位にあることを要す。ただし、当社子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではなく、退任および退職後6ヶ月間に限り行使できるものとする。

新株予約権の質入その他の処分は認めない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、 に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。

権利行使に先立つ当社の本決算連続2期における連結経常利益の合計額が、22億円以上であった場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 に記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は、当社の取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が(6)に定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会において別途決定する日において、当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(10) 端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 募集事項の決定の委任等

上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項および細目事項については、新株予約権発行の取締役決議により決定するものとする。

(注)上記の内容につきましては、平成18年6月29日開催予定の当社第16回定時株主総会において、承認可決されることを条件としております。

以 上